

祥龍寺靈明殿納骨御仏壇使用管理規則

第一条 祥龍寺靈明殿納骨御仏壇（以下納骨壇という）は祥龍寺檀信徒及び、趣旨に賛同する者の使用に供するものとする。

第二条 納骨壇の管理は宗教法人祥龍寺（以下維持者）がこれを行う。

第三条 納骨壇を使用する者は（以下納骨壇使用者という）この規則の定めるところに従い、維持者の許可を得なければならない。

第四条 納骨壇は管理者が認可した御遺骨、御位牌、もしくはこれにかわる御遺品以外のものを収納する目的には使用することが出来ない。

第五条 納骨壇使用者は別紙様式による納骨御仏壇使用許可申請書及び誓約書に納骨壇使用料（冥加志納料）を添えて提出し、納骨壇使用の許可を申請しなければならない。

但し納付した納骨壇使用料は一切返還しない。

第六条 維持者は、前条の認可をなしたるときは別紙様式による納骨壇使用許可証を交付する。

第七条 祥龍寺靈明殿に於ける儀式及び行事は妙心寺派祥龍寺の法式により行う。

第八条 1 納骨壇の位置は原則として維持者が指定する。

2 納骨壇の使用を許可された者は、現状を変更することは出来ない。
但し特別の理由があつて維持者の許可を受けたときはこの限りでない。

第九条 納骨壇使用許可証を紛失し、又は著しく汚損した場合は、納骨壇使用許可証再交付願を提出して再交付を受けるものとする。

第十条 納骨壇使用者は、御納骨の都度、別紙様式による祥龍寺靈明殿納骨認可願を提出しなければならない。

第十一条 維持者は、祥龍寺靈明殿設立の趣旨に従つて日々勤行を行い、盆経並びに大施餓鬼春秋彼岸会法要等を行う。

第十二条 納骨壇使用者は、管理費用として別に定める年間管理料を維持者に納付しなければならない。

第十三条 1 納骨壇の使用の承継については、民法第八九七条による事由が発生したつど承継人が承継使用誓約書に自署押印し承継するものとする。
但し、承継人がない場合においては維持者が管理する。

2 一項に基づく承継人は納骨壇使用承継願い及び承継使用誓約書に係る書類（戸籍謄本）を添えて使用の承継を申し出なければならない。

第十四条 管理者は次の場合には、その使用の許可を取消す。

- 一、この規則に違反したるとき。
- 二、納骨壇使用を第三者に譲渡又は転貸したとき、又は目的外に使用したとき。

第十五条 納骨壇を返還するもの及び、使用を取消された者は無条件で使用許可書を返還しなければならない。

第十六条 本規則に定めのない事項については、維持者に於いてこれを規定する。

以上